

平成 26 年度 三重県 障害者就労施設等及び

障がい者雇用促進企業等からの物品等の調達方針（案）

平成 26 年 5 月

障がいのある人が自立した生活を送っていくうえで、就労によって経済的な生活基盤を確立することは重要な要素のひとつです。

そのためには、障がい者雇用を支援することに加え、障がい者が就労する事業所等の仕事を確保し、その経営基盤を強化する取組が求められています。

平成 25 年 4 月に「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（以下、「法」という。）」が施行され、地方公共団体等においては、障害者就労施設等から物品・役務（以下、「物品等」という。）の調達推進を図るため、毎年度、調達目標を含めた調達方針を策定・公表することが義務づけられました。

法の規定を踏まえ、三重県（以下、「県」という。）における障害者就労施設等への優先的な調達を一層推進するため、本方針を定めることとし、障がい者が「やりがい」と「責任」をもって働くことのできる社会の実現をめざします。

なお、県が従来から取り組んできた障がい者雇用に積極的な企業（以下、「障がい者雇用促進企業」という。）に対する優遇制度についても、障がい者の就労を促進するために必要な措置として、継続して取り組むこととします。

1 基本的な考え方

（１）障害者就労施設等及び障がい者雇用促進企業等への発注拡大

県が物品等を調達する際は、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号及び第 3 号に基づく随意契約の活用などにより、障害者就労施設等や障がい者雇用促進企業等（以下、「対象施設等」という。）への発注の拡大に努めるものとします。

（２）公平性・競争性の確保

対象施設等への発注にあたっては、予算の適正な使用に留意するとともに、公平性・競争性の確保に努めるものとします。

（３）障害者就労施設等における受注体制の向上支援

障がい者の就労を促進するためには、障害者就労施設等が発注者の二一

ズに即した物品等を提供できるよう、技術力と供給力を高めることも重要です。物品等の質の向上や情報発信など、受注拡大をめざした障害者就労施設等の取組を支援します。

2 実施機関

県の全機関（知事部局、企業庁、病院事業庁、議会事務局、各種委員会事務局、教育委員会事務局（県立学校を含む）、警察本部。以下、「各部局等」という。）において、本方針に基づく優先調達を実施します。

3 対象施設等

- (1) 障害者就労施設等（国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律第2条第4項に規定する施設等）
- (2) 障がい者雇用促進企業（障がい者の雇用促進に積極的に取り組む企業として、県に登録された事業所）
- (3) 社会的事業所（三重県社会的事業所設置運営要綱に基づき運営される事業所）

4 対象物品等と調達目標

平成26年度の対象物品等と調達目標は次のとおりとします。

種別	調達品目等	調達目標額	
		障害者就労施設等	障がい者雇用促進企業 及び社会的事業所
物品	事務用品 食料品(パン・弁当・クッキー等) 小物雑貨 その他の物品	<u>3,200</u> 千円以上	<u>300</u> 千円以上
役務	印刷 清掃・施設管理 情報処理・テープ起こし その他のサービス・役務	<u>17,100</u> 千円以上	<u>33,600</u> 千円以上
	小 計	<u>20,300</u> 千円以上	<u>33,900</u> 千円以上
	合 計	<u>54,200</u> 千円以上	

5 具体的な取組事項

(1) 年間見込みに基づく計画的な調達

各部局等においては、障害者就労施設等の特性に配慮した納期設定や、規格や仕様に関する事項について丁寧に説明するなどの配慮を行い、年間の見込みを立てて、計画的に調達を行います。

(2) 随意契約の積極的な活用

障害者就労施設等からの見積書徴取による随意契約を積極的に活用し、多様な分野における優先的な調達を一層推進します。

(3) 受注体制の向上支援

受注体制のレベルアップに取り組む障害者就労施設等に対して、専門家派遣による技術的・経営的な助言・指導などを実施し、物品等の質の向上や、円滑な受注業務の遂行を支援します。

(4) 「共同受注窓口」の活用

発注する際の窓口として「共同受注窓口」を活用し、受注業務を対応可能な障害者就労施設等に分配するとともに、複数の施設の連携した取組にも配慮します。

(5) 関係機関との連携

市町や自立支援協議会などの関係機関と連携し、地域性や各施設の個別課題を踏まえた、受・発注者間のマッチングに取り組むことにより、調達の拡大を図ります。

(6) 障がい者雇用促進企業への優遇措置の継続

県独自の取組として、障がい者雇用促進企業に対する優遇措置にも引き続き取り組みます。

(7) 社会的事業所からの優先調達

障がいのある人もない人も「対等な立場」で「ともに働く」新しい職場形態である社会的事業所からの優先調達に取り組みます。

(8) 物品等情報の公表・活用

障害者就労施設等が公表する物品等に関する情報を積極的に活用するとともに、県においても障害者就労施設等が取り扱う物品等の一覧情報を整理し、公表します。

(9) 実績の公表及び方針の見直し

毎年度、調達実績を公表するとともに、調達実績や受注体制の状況などを勘案して本方針の見直しを行います。